

朝霞市教育委員会

委員長 和田 洋子 殿

朝霞・ひまわりの会

## 給食食材の放射能測定に関する要望書

2011年3月11日に東日本大震災、および福島第一原発の事故が発生し、大量の放射性物質が空気中に放出され、朝霞市を含む首都圏の広範囲に放射性物質が飛散されました。その結果、私たちの生活は一変し、今まで経験した事のない不安と恐怖にさいなまれる日々を送る事となりました。その中で朝霞市におかれましては、空間放射線量の測定、ガイガーカウンターの貸出等様々な対応をしていただいている事にまずは感謝申し上げます。また、昨年4月からは独自に給食の検査を実施して頂いており、成長期の子どもをもつ保護者としてはそのご対応に合わせて感謝申し上げます。

しかしながら、いまだ原発事故が収束していない現実、また、放射性物質はこれからも長期にわたって存在し続けるという事実と直面すると、私たちは今以上に出来る限りの方法で子どもたちを守っていかなくてはならないと日々思い悩んでいます。成長期の子どもたちは大人よりも放射線の影響を受けやすいと言われていて、子どもたちにはこれからも長い人生が待っています。放射線の影響は数年後、数十年後に及ぶと言われていて、今の子どもたちがこれからの日本、および朝霞市の将来を支えていく事を思うと、放射線の影響から子どもたちの健康を守る事が私たち保護者はもちろんのこと、朝霞市のすべての大人の責務ではないかと考えています。

つきましては、朝霞市へは今後とも協力をお願い申し上げたく、給食食材に関して以下の通り要望をさせていただきます。

## 【要望：朝霞市の給食はゼロベクレルを目指してください】

① 基準値（100ベクレル/kg）の見直しをお願いします。

現在厚生労働省が定める基準値では決して安心ができません（※資料1）（※資料2）。給食による内部被ばくが0（ゼロ）になる事を目指し、そのために最善の努力をして下さい。

② 高い数値が予測される食材（キノコ類、タケノコ、さつまいも、れんこん、栗、かんきつ類、水産物、山菜等）は単品での事前検査をお願いします。その際、放射性物質が検出された食材については基準値以下であっても使用を控えるようお願いします。（※資料3）

③ 牛乳は単独での数値の測定をお願いします。また、その際の検出限界値は1ベクレル/kgでお願いします。

④ 調理に使用する水にはRO逆浸透膜でろ過したものの使用をお願いします。

⑤ 使用するダシの原材料（干しシイタケ、鰹節、昆布、にぼし、豚、鶏）の測定をお願いします。

⑥ 食材の産地については、県名だけでなく地域名も表示して下さいようお願いします。

⑦ 実数値の公表およびその公表方法について明示して下さい。

⑧ 葉物根菜類等に使用した肥料の測定をお願いします。

⑨ 市内の保育園・小学校・中学校において、弁当持参にしたいと考える家庭が個人的に給食を拒否する形になることがないよう、給食か弁当持参の選択が出来るように周知徹底をお願いします。

⑩ ⑨同様、水筒に関しても年間を通じて各家庭において持参の選択が出来るようにお願いします。

※資料 1 : 『世界もおどろく日本の基準値 2000 ベクレル』 (添付資料参照)

<http://kingo999.web.fc2.com/kizyun.html>

※資料 2 : 「内部被ばくを考える市民研究会」 (2012/4/19 記事) より

<http://radiationexposure.blog.fc2.com/category1-1.html>

2012年4月1日から、放射性セシウムについての一般食品の基準値が100ベクレル/kgになりました。これまでの暫定規制値の500ベクレル/kgからすれば、5分の1です。これをテレビ、マスコミでは「厳格基準」などと言っていますが、これほど高い放射能レベルのものを日常的に食べては非常に危険です。

まず、3・11の原発震災以前の規制値は輸入食品についてだけで、セシウム134およびセシウム137の濃度が370ベクレル/kg以下でした。この規制値はチェルノブイリ事故後のヨーロッパや旧ソ連諸国から輸入される食品を対象に1986年11月に決められたものでした。

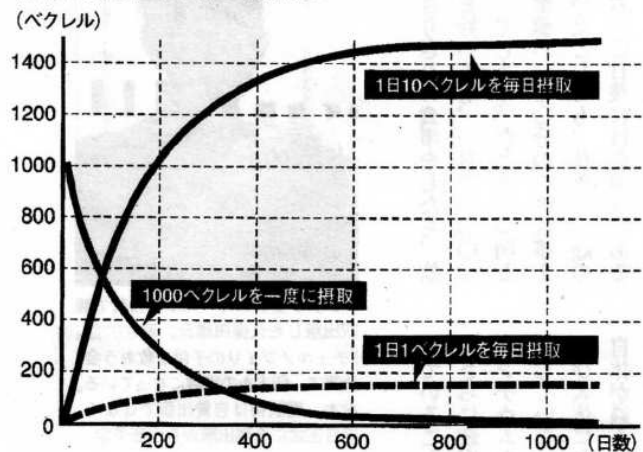
しかし、輸入食品だけを食べるひとはいません。この数値であっても、国民の健康を守れると当時の政府は思ったのでしょうか。現在、私たちの置かれている環境はすべて国産のものすべてに放射性物質が入っているかもしれない状況です。特に、福島、宮城、岩手、山形、秋田、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、東京、神奈川、山梨、静岡ではそうです。山梨の一部、新潟の一部でもそうでしょう。この表現があげさではない理由は、日本原子力研究開発機構は作成した、セシウム沈着予想(3月12日~5月1日まで)が示しています。

この東北および関東地方、中部地方と東海地方の一部に生きる方は、いやおうなしに、食品中の放射性物質による健康被害の影響に直面すると思います、それはあと5年か6年後かもしれません。3・11から1年が経ちました。広島で、奇形児の出産が目立ち始めたのが原爆投下後、6年後・7年後・8年後だと言います。白血病の1回目のピークが7年後、8年後、9年後だと言います。つまり、東京第一原発の放出した放射能による、奇形児出産のピークが2017年、2018年、2019年かもしれないということ。白血病のピークが2018年、2019年、2020年かもしれないということです。「これくらいの放射能は安全です」という放射能の専門家はその時にどんな責任を取れるのでしょうか。その子を持つ親は言葉で表せない苦しみを負うしかないのかもしれない。

そうならないために、放射性物質を食べてはなりません。子どもに食べさせてはいけません。

自然放射性物質 カリウム40と人工放射性物質 セシウム134、セシウム137は人体にまったく違う影響を与えます。たとえ、ベクレル数が同じでもです。そして、今回の100ベクレル/kgという新基準は、食品中の放射性物質を何も規制しないにも等しいのです。なぜなら、現在流通している野菜、肉、魚ではほとん

放射性セシウムの1回摂取と長期摂取による体内残存量の経時推移



セシウム137について、1000ベクレルを一度に摂取した場合と、1ベクレル、および10ベクレルを1000日間、毎日摂取した場合の全身放射能(ベクレル)の推移。

どが 100 ベクレル／k g 以下だからです。しかし、毎日の食事で合計 10 ベクレル セシウム 134、137 を摂取しているとします。すると、700 日後（＝約 2 年後）には体内には 1400 ベクレルを超える セシウム 134、137 が蓄積してしまいます。

たった、1 日 10 ベクレル摂取しただけで、です。1 kg あたり 100 ベクレルの魚を 100 g 食べただけで、10 ベクレル食べたことになります。最近ではアイナメ、ヤマメ、タケノコ、シイタケ、干し柿などが 100 ベクレル／kg を越えたものが流通しています。

ちなみに、4 月 1 日から新基準値が設定されると言うものの、牛の飼料がこれまで 300 ベクレル／kg まで OK だった関係から、今年 9 月 30 日までは牛肉は 500 ベクレル／kg までは規制されないことになっています。大豆にいたっては今年 12 月 31 日まで 500 ベクレル／k g。トマトジュースやにんじんジュースは今年 3 月 31 日製造分までは 200 ベクレル／k g まで OK と厚生労働省は決めています。本当にうそが多い国です。

そして、これまでの放射性セシウムの暫定規制値が 500 ベクレル／k g という「規制値」は、もし限度いっぱい食べているとすると、17 ミリシーベルトに相当する、と厚生労働省も述べています。（2012 年 3 月 28 日 美浜の会のホームページ参照）しかし、今回の 100 ベクレル／k g では、ストロンチウムやプルトニウムも含めて、1 ミリシーベルトに相当すると、彼らは言っています。

しかし、これはうそです。政府や厚生労働省が放射線の人体に対する影響を評価する元になっているのが、国際放射線防護委員会（ICRP）です。国際放射線防護委員会（ICRP）は、放射線に対する影響を外部被ばく：内部被ばくを 1：1 としています。一方、欧州放射線リスク（ECRR）は、少なくとも、1：300。または 1：1000 だと試算しています。

つまり、1：300 だとすると、政府が決めた 4 月 1 日の新基準値による内部被ばくは 1 ミリシーベルトなのではなく、最低 300 ミリシーベルトや最高 1000 ミリシーベルトに相当する可能性があります。

100 ベクレル／k g まで日本政府は食べさせようとしています。けっして食べてはなりません。

子どもも大人も毎日の食事は 0 ベクレルであるべきです。

※資料3：「内部被ばくを考える市民研究会」（2012/12/23 記事）「きのこの原木の産地はどこか？」より  
<http://www.radiationexposuresociety.com/archives/2350>

農林水産省が2012年3月28日「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について 一部改正」を通知しています。これによると、

きのこ原木、菌床用培地等の当面の指標値（放射性セシウムの濃度の最大値）

- (1) きのこ原木及びほだ木 50ベクレル/kg（乾重量）
- (2) 菌床用培地及び菌床 200ベクレル/kg（乾重量）

までがOKということになっています。これまでは、

- (1) きのこ原木 150ベクレル/kg（乾重量）
- (2) 菌床用培地 150ベクレル/kg（乾重量）

までがOKになっていました。

（農林水産省「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」2011年10月6日）

きのこが原木や菌床、ほだ木の放射性セシウムを濃縮する性質があるということを農林水産省は知らなかったのでしょうか？

また、福島県にだけ、「きのこ生産資材用のおが粉等並びに調理加熱用の薪及び木炭の安全確保の取組について」（2011年8月12日）という通知を出し、原発事故による放射性物質がかかった可能性のある原木やきのこ生産用のおが粉、並びに調理加熱用薪および木炭を使うのを自粛しろ、とやってきました。

東北、関東、東海にも放射性の汚染があります。福島県だけに通知を出したのは間違っています。埼玉県でも鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町の野生きのこが基準値100ベクレル/kgを超えています。東北、関東、東海の地域でも原木やほだ木の放射性物質の濃度を検査する必要があります。

（※添付資料参照：埼玉県森林に自生する「野生きのこ」放射性物質モニタリング調査結果 20121109）

また、中国・四国地方の原木栽培生しいたけが安全とは限りません。福島県は日本有数の農業国であり、しいたけなどの原木の多くが福島県産です。「農林水産省 きのこ原木の調査状況 2012年8月17日」を見ると、島根県の原木は99%島根県産で、1%が大分県ですが、広島県の原木は82%が広島県産で、残り18%が他県。そのうちの50%が島根県、34%が福島県、7%が宮崎県産です。徳島県の原木も87%が徳島県産ですが、残りの13%の内、福島県産が38%、香川県が34%、愛媛県が28%を占めます。

東北、関東の原木にいたっては、8割以上、自分の県産の原木を使っている県は岩手、宮城、福島、栃木、群馬だけであり、これらの地域の森林の多くが高濃度に放射能に汚染されています。（岩手県は南部のみ）他都県の東北、関東の原木は第1位に依存していたのが福島県産の原木です。原木栽培しいたけや、乾燥しいたけは、東北、関東のみならず、原木の産地まで調べてみないと、その汚染度はわかりません。

広島県三次市で生産された原木栽培生しいたけから380ベクレル/kgの放射性セシウムが検出されています。（2012年7月31日）

（※添付資料参照：広島県 三次市で生産された生しいたけからの放射性セシウムの検出について）

少なくとも学校給食には、原木の産地まで明記したきのこを出すべきです。

（※添付資料参照：農林水産省 きのこ原木の調査状況 20120817）

# 「世界もおおろく日本の基準値2000ベクレル」

ver4.0

こんなにゆるい日本の暫定基準値



●正しく知って子どもたちを守りましょう。

## 目のみものの基準値 (水)

アメリカの法令基準	0.11 Bq/L
ドイツガス水道協会	0.5 Bq/L
ウクライナ(セシウム137)	2 Bq/L
WHO基準(ヨウ素131)	10 Bq/L
WHO基準(セシウム137)	10 Bq/L
ベラルーシ	10 Bq/L
国際法 原発の排水基準値	
ヨウ素131	40 Bq/L
セシウム137	90 Bq/L
日本の基準値(牛乳)セシウム	50 Bq/L
日本の基準値 セシウム	10 Bq/L
日本の基準値 ヨウ素(I-131)	300 Bq/L

## 食べ物ものの基準値

ウクライナ(パン)セシウム	20 Bq/kg
ベラルーシ(子供)	37 Bq/kg
ウクライナ(野菜)セシウム	40 Bq/kg
コーデックス (Sr90,Ru106,I131,U235の合計)	100 Bq/kg
アメリカの法令基準	170 Bq/kg
これまでの日本の輸入品規制値	370 Bq/kg
日本の基準値(乳児・乳製品)セシウム	50 Bq/kg
日本の基準値 セシウム	100 Bq/kg
日本の基準値 ヨウ素131	2000 Bq/kg

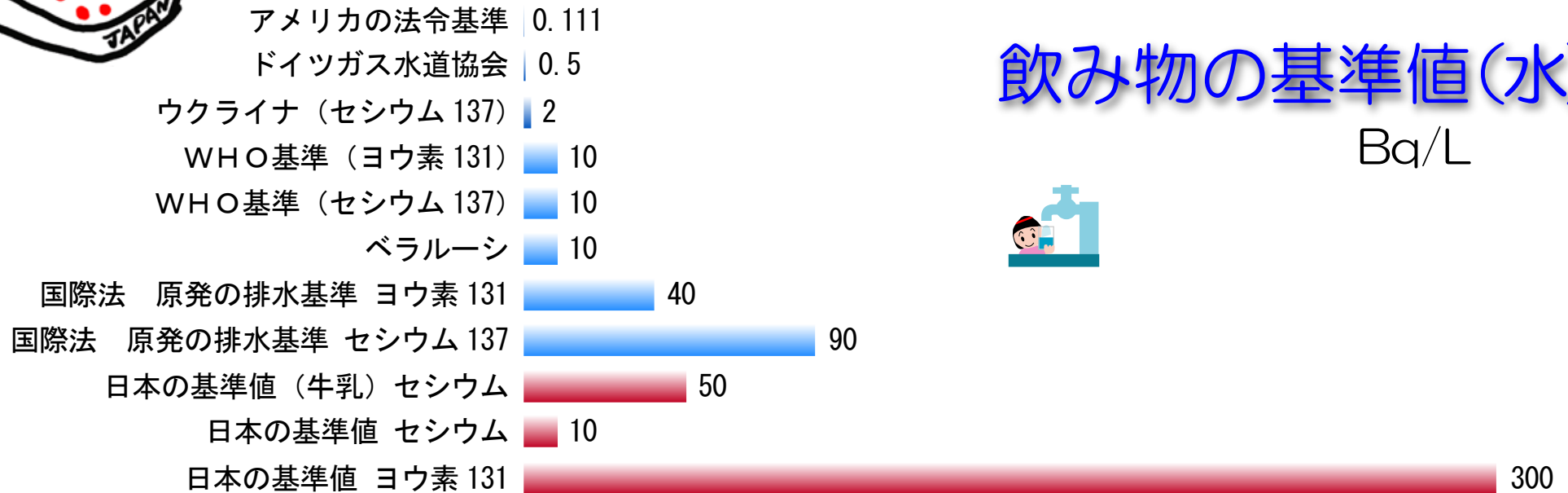
\*)コーデックス: CODEX、FAOとWHO共同の合同食品規格委員会



# これで安全ですか？給食大丈夫ですか？

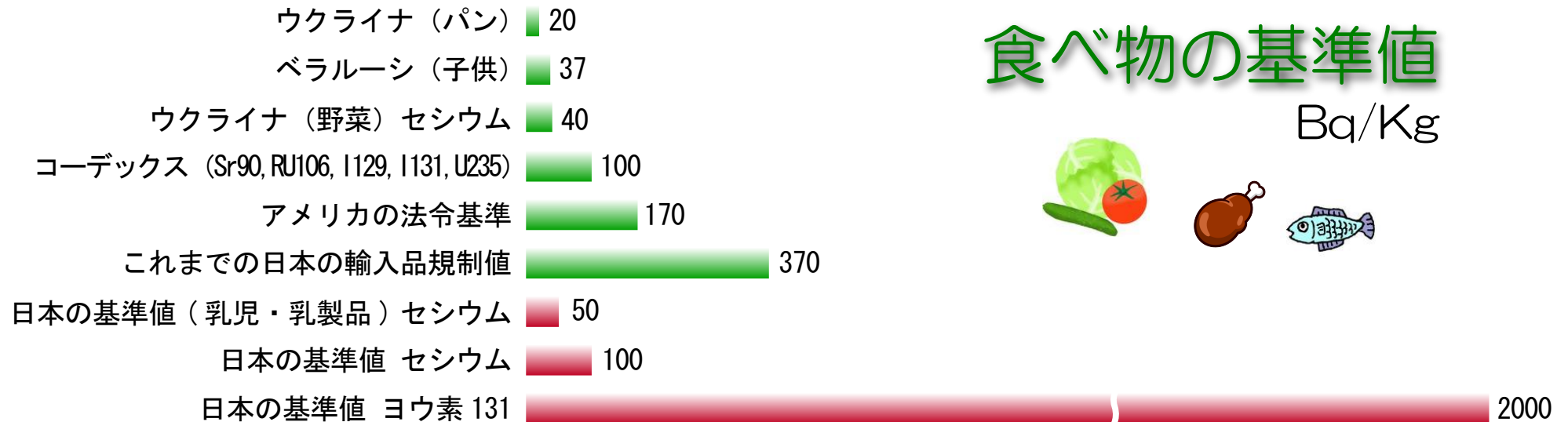
## 飲み物の基準値(水)

Bq/L



## 食べ物の基準値

Bq/Kg



※コーデックスは5核種合計値

森林に自生する「野生きのこ」放射性物質モニタリング調査結果（H24.11.9現在）

番号	採取地	結果公表日	種類	摘要			検査方法	検査機関	備考
				Cs-134	Cs-137	Cs計			
1	秩父市	2012/10/10	ウラベニホテイシメジ	15.2	42.6	58	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
2	秩父市	2012/10/12	ウラベニホテイシメジ	20.8	59.9	81	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
3	秩父市	2012/10/12	ウラベニホテイシメジ	5.26	8.76	14	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
4	秩父市	2012/10/12	ウラベニホテイシメジ	<4.7* <sup>1</sup>	<4.7	—	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
5	秩父市	2012/10/17	ウラベニホテイシメジ	<7.3	<6.5	—	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
6	秩父市	2012/10/19	ウラベニホテイシメジ	<7.2	<7.2	—	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
7	秩父市	2012/10/31	クリタケ	9.20	12.8	22	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
8	秩父市	2012/10/12	コムラサキシメジ	<5.3	<5.4	—	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
9	秩父市	2012/10/12	サクラシメジ	<9.9	9.77	9.8	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
10	秩父市	2012/10/12	サクラシメジ	28.4	58.5	87	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
11	秩父市	2012/10/12	サクラシメジ	<6.4	<6.3	—	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
12	秩父市	2012/10/17	サクラシメジ	13.0	48.9	62	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
13	秩父市	2012/10/12	ナガエノスギタケ	4.56	14.4	19	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
14	秩父市	2012/10/31	ナラタケ	<10	<8.3	—	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
15	秩父市	2012/10/19	ハタケシメジ	<8.4	<8.7	—	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
16	秩父市	2012/10/31	ハタケシメジ	<9.1	<7.9	—	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
17	秩父市	2012/10/31	ヒメサクラシメジ	<9.8	<8.5	—	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
18	秩父市	2012/10/12	フジイロタケモドキ	<5.8	8.64	8.6	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
19	秩父市	2012/10/12	フジイロタケモドキ	26.5	68.2	95	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
20	秩父市	2012/11/7	ムラサキシメジ	8.98	19.5	28	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
21	秩父市	2012/10/31	ムレオオフウセンタケ	21.6	57.9	80	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
22	秩父市	2012/10/31	ムレオオフウセンタケ	<7.9	20.9	21	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
23	飯能市	2012/9/26	ウラベニホテイシメジ	<9.5	<9.2	—	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	



森林に自生する「野生きのこ」放射性物質モニタリング調査結果（H24.11.9現在）

番号	採取地	結果公表日	種類	摘要			検査方法	検査機関	備考
				Cs-134	Cs-137	Cs計			
24	鳩山町	2012/11/2	アカモミタケ	48.1	95.5	140	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限 <sup>※4</sup>
25	鳩山町	2012/11/9	アカモミタケ	67.3	145	210	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
26	鳩山町	2012/11/9	アカモミタケ	75.3	139	210	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
27	鳩山町	2012/11/9	アカモミタケ	37.6	57.8	95	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
28	ときがわ町	2012/10/26	アカモミタケ	69.1	138	210	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
29	ときがわ町	2012/10/26	アカモミタケ	73.4	139	210	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
30	ときがわ町	2012/10/26	アカモミタケ	86.0	139	230	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
31	ときがわ町	2012/10/5	ウラベニホテイシメジ	<8.9	20.9	21	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
32	ときがわ町	2012/10/12	ナラタケ	20.1	29	49	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
33	ときがわ町	2012/10/17	ハタケシメジ	<6.4	<5.8	—	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
34	横瀬町	2012/10/31	アカモミタケ	50.7	105	160	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
35	横瀬町	2012/9/28	ウズハツ	75.6	165	240	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
36	横瀬町	2012/10/12	ウラベニホテイシメジ	16.2	50.9	67	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
37	横瀬町	2012/11/2	コウタケ	149	352	500	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
38	横瀬町	2012/9/28	サクラシメジ	16.8	46.9	64	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
39	横瀬町	2012/11/2	ナラタケモドキ	<9.0	<8.2	—	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
40	横瀬町	2012/10/12	ハタケシメジ	<5.6	<5.2	—	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
41	横瀬町	2012/10/17	ハタケシメジ	<7.9	<8.6	—	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
42	横瀬町	2012/10/31	ムレオオフウセンタケ	10.3	30.6	41	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
43	皆野町	2012/10/12	ウラベニホテイシメジ	<7.4	27.2	27	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
44	皆野町	2012/10/12	ウラベニホテイシメジ	<5.0	<6.4	—	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
45	皆野町	2012/10/10	サクラシメジ	34.6	65.9	100 <sup>※2</sup>	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
46	皆野町	2012/10/12	サクラシメジ	26.7	78.9	110	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限

## 森林に自生する「野生きのこ」放射性物質モニタリング調査結果（H24. 11. 9現在）

番号	採取地	結果公表日	種類	摘要			検査方法	検査機関	備考
				Cs-134	Cs-137	Cs計			
47	皆野町	2012/10/3	フジイロタケモドキ	<8.1	24.7	25	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
48	皆野町	2012/10/12	フジイロタケモドキ	5.75	15.5	21	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
49	皆野町	2012/10/12	ムレオオフウセンタケ	13.2	31.2	44	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	出荷制限
50	長瀬町	2012/10/31	ウラベニホテイシメジ	<10	31.7	32	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
51	長瀬町	2012/10/31	ハタケシメジ	<7.8	<8.0	—	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
52	小鹿野町	2012/10/5	ウラベニホテイシメジ	<8.4	<9.2	—	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
53	小鹿野町	2012/10/10	ウラベニホテイシメジ	<9.3	<7.2	—	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
54	小鹿野町	2012/10/3	サクラシメジ	7.56	9.11	17	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
55	小鹿野町	2012/10/5	サクラシメジ	7.00	15.6	23	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
56	小鹿野町	2012/10/12	ナガエノスギタケ	<6.2	8.95	9.0	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
57	小鹿野町	2012/10/10	フジイロタケモドキ	<9.0	18.2	18	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	
58	小鹿野町	2012/10/10	ホウキタケ	13.4	38.5	52	Ge	(一財)新日本検定協会SK横浜分析センター	

- ※1 「<〇. 〇」とは、検査機器で測定できる検出限界未満であることを示す。
- ※2 調査結果のCs合計は、左から3桁目を四捨五入し、左から2桁を有効数字として判定する  
 (食品中の放射性物質の試験方法について：平成24年3月15日付 厚生労働省通知)  
 【例：57.8Bq/kg→58Bq/kg、104Bq/kg→100Bq/kg、105Bq/kg→110Bq/kg】
- ※3 検査方法のGeはゲルマニウム半導体ガンマ線スペクトロメータによる検査であることを示す。
- ※4 鳩山町、ときがわ町、横瀬町及び皆野町は基準値を超える野生きのこが検出されたため、  
 国の指示により、当分の間、出荷が制限されています。  
 H24. 9. 28 横瀬町：県の出荷自粛要請  
 H24. 10. 12 皆野町：県の出荷自粛要請  
 H24. 10. 16 横瀬町及び皆野町：国の出荷制限指示  
 H24. 10. 26 ときがわ町：県の出荷自粛要請  
 H24. 10. 29 ときがわ町：国の出荷制限指示  
 H24. 11. 2 鳩山町：県の出荷自粛要請  
 H24. 11. 5 鳩山町：県の出荷制限指示

資料提供  
平成24年8月2日  
課名：林業課  
担当者：糸崎  
連絡先：082-513-3701

資料提供  
平成24年8月2日  
課名：食品生活衛生課  
担当者：中村  
連絡先：082-513-3104

## 三次市で生産された生しいたけからの放射性セシウムの検出について

### 1 概要

平成24年7月31日に三次市産の生しいたけについて、放射性物質に汚染された原木が使用された可能性のある生しいたけがあるとの情報提供があった。

生産業者への調査の結果、安全性が確認されていないしいたけ原木を使用していることが判明したため、当該生産業者の生しいたけについて放射性物質検査を実施したところ、基準値を超える放射性セシウムが検出された。

### 2 検査結果

検体名	放射性セシウム検査結果 (単位：ベクレル/kg)	基準値 (単位：ベクレル/kg)
生しいたけ SK201	380	100
生しいたけ F206	不検出	

※ 検査機関：県立総合技術研究所保健環境センター

### 3 生産業者及び出荷先

#### (1) 生産業者

名称：三良坂きのこ産業有限会社及び三次生しいたけ生産グループ  
所在地：三次市三良坂町三良坂281-1  
連絡先：0824-44-2277

#### (2) 出荷先

一次出荷先を通じて、県内及び愛知県の量販店等に出荷されている。

### 4 推定される原因

当該生しいたけの生産に使用された原木の生産地については現在調査中であるが、東北地方で生産された原木が5,200本含まれており、検査の結果、生しいたけから基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、放射性物質に汚染されたしいたけ原木を使用して栽培した可能性があると考えられる。

### 5 対応状況

- (1) 当該しいたけ生産業者に対しての自主回収の指示。(8月2日16時30分)
- (2) 当該しいたけ生産業者に対して、出荷自粛を要請。(8月2日17時30分)
- (3) 当該しいたけ原木について、放射性物質検査を実施した後、適切な処分を指導。
- (4) 県内の他のしいたけ生産業者に対し、再度安全確保の確認を周知徹底。

### 6 参考

400ベクレル/kgの放射性セシウムが検出された生しいたけを毎日15g(約2個)食べた場合の被ばく線量は、0.035mSv/年である。これは、自然放射性物質(放射性カリウム等)の摂取による年間実効線量(日本平均1.5mSv)の約40分の1であり、食品から許容することのできる放射性セシウムの線量レベル(1mSv/年)の30分の1と比較して小さい値である。

ご心配の方は、県内の最寄の保健所へご相談ください。

#### 《報道機関へのお願い》

当該生しいたけをお持ちの方は、生産業者へ返品するよう報道をお願いします。



食安監発0817第2号

平成24年8月17日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長



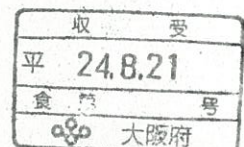
原木シイタケの放射性物質検査等について

原木シイタケについては、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（原子力災害対策本部、最終改正：平成24年7月12日）」に基づき、検査を実施しているところです。

このたび、一部の県において、きのこ原木・ほだ木の当面の指標値を超えた原木を使用したため、基準値を超えるしいたけが出荷されていたことが判明し、当該県において食品衛生法に基づく回収等の措置が講じられたところです。

このため、林野庁において別添のとおり、各都道府県特用林産担当課長等あて、きのこ原木・ほだ木の状況を再点検するとともに、指標値を超えるものについては、生産等を行わないよう通知しました。

については、今後、原木シイタケの秋の収穫シーズンを迎えることから、17都県より原木を調達し、原木シイタケを生産している自治体においては、原木シイタケのモニタリング検査を強化するとともに、必要に応じて流通品の検査を実施するようお願いします。



(別添)

事務連絡  
平成24年8月17日

各都道府県特用林産担当課長  
日本特用林産振興会会長  
全国農業協同組合連合会代表理事会長  
日本椎茸農業協同組合連合会会長理事  
全国森林組合連合会代表理事会長  
全国食用きのこ種菌協会会長  
財団法人日本きのこセンター理事長  
財団法人日本きのこ研究所理事長  
日本産・原木乾しいたけをすすめる会会長

殿

林野庁林政部経営課特用林産対策室長

#### 安全な原木しいたけの供給について

平素から、安全な原木しいたけの安定供給にあたり、放射性物質のモニタリングの実施、出荷管理及び生産者等への指導など特段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

林野庁においては、各都道府県及び関係団体に対し、きのこ原木及びほだ木等の安全基準としての指標値をお示しするとともに、指標値を超える原木等の使用・生産・流通が行われないよう、「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日付け23生産第4743号・23林政経第213号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長及び同部木材産業課長連名通知）及び「「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について」（平成24年3月28日付け23生産第6231号・23林政経第388号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長及び同部木材産業課長連名通知）等により生産者等への周知・指導をお願いしてきたところです。

また、各都道府県等におかれましても、しいたけや原木の放射性物質の検査や出荷管理を鋭意実施いただいていたところ です。

こうした中、一部の県において、きのこ原木・ほだ木の当面の指標値を超えた原木を使用したため、食品の基準値を超えるしいたけが出荷されていたという事例が生じました。

このような事態は、消費者の利益と信頼を大きく損ね、ひいては生産者の方々にとっても不利益となるものであることから、各都道府県及び関係団体と当庁とが連携し、再発防止を徹底することが重要です。

については、貴職におかれましては、上記通知を踏まえ、福島第一原子力発電所の事故以降に管内に入荷・使用されているきのこ原木・ほだ木の状況を再点検いただくとともに、生産者等には特に下記について十分に御理解いただくよう直接説明するなどきめ細かな対応により再度周知徹底いただくようお願い申し上げます。

## 記

1. 17都県において採取されたきのこ原木・ほだ木等(注1)については、的確かつ適正に放射性物質の濃度の検査を行い、指標値(50ベクレル/kg)を超えるもの(注2)については生産、使用及び流通を行わないこと。
2. きのこ原木・ほだ木を購入・譲受する場合には、販売業者・譲渡者に、指標値を超えていないことを確認すること。

注1: 「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定について(10月31日付け23生産第4952号、23林政経第229号、農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長及び林野庁林政部木材産業課長通知)の(別添)「1. 検査対象とするもの」に定めるもの。

注2: 「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について(平成24年3月28日付け23生産第6231号・23林政経第388号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長及び同部木材産業課長連名通知)に定める経過措置の対象となるものは除く。

お問い合わせ先  
林野庁経営課特用林産対策室  
担当: 特用林産企画班 唐澤  
特用林産加工・流通班 板垣  
代表: 03-3502-8111(内線 6086)  
ダイヤル: 03-6744-2289

## きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の改正について

農林水産省は、きのこ原木、菌床用培地等の安全基準として、当面の指標値を改正しました。

### 主な内容

きのこ原木及び菌床用培地については、これまで、安全なきのこの供給に向け、きのこ原木及び菌床用培地の安全基準として当面の指標値（きのこ原木 150 ベクレル/kg、菌床用培地 150 ベクレル/kg）を設定していたところです。

今般、新たに得られたきのこ原木等に関する調査結果及び食品中の放射性物質に係る新たな基準値を踏まえ、食品の新基準値を超えないきのこが生産されるよう、上記の当面の指標値を改正することとしました。

また、この指標値の改正について、本日、都道府県及び関係団体に対して通知を发出了しました。

#### 1. 当面の指標値（放射性セシウムの濃度の最大値）

- (1) きのこ原木及びほだ木  
50 ベクレル/kg（乾重量）
- (2) 菌床用培地及び菌床  
200 ベクレル/kg（乾重量）

#### 2. 関係者に対する指導

きのこ生産者、きのこ原木及びほだ木並びに菌床用培地及び菌床の製造業者等に指導を行うよう都道府県及び関係団体に要請しました。

#### 3. きのこ原木及びほだ木の前指標値（50 ベクレル/kg を超え、150 以下ベクレル/kg 以下のもの）の経過措置

経過措置の対象きのこ原木等を使用するきのこ生産者が所在する都道府県が、発生したきのこの放射性物質検査を行い、当該きのこが食品の基準値を超えないことを出荷前に確認することを条件として、自県内での使用に限り可能とします。

#### 〈添付資料〉

- ・ 『『きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について』の一部改正について』（平成24年3月28日付け 23 生産第 6231 号、23 林政経第 388 号農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）

略

## きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための 検査方法について

農林水産省は、10月6日に、きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値を定めたと  
ころです。このたび、当該指標値に関する検査を的確に実施するため、きのこ原木  
及び菌床用培地中の放射性セシウム測定の具体的な検査方法を定めました。

### 概要

農林水産省は、きのこ原木及び菌床用培地の安全基準として当面の指標値を定めたと  
ころです。

これに関連して、今後、きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウムの当面の指標値  
への適合性を判断するための検査が的確かつ適正に進められるよう、以下のとおり「き  
のこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」を定めました。

なお、この検査方法については、本日、都道府県及び関係団体等へ通知しました。

### 検査方法の内容

検査方法の主な内容は以下のとおりです。詳しい内容については添付資料をご覧ください。

#### 1. 検査対象

(ア) 福島第一原子力発電所事故以降、次の状態にあったものを対象とします。

- ・ 17 都県※において採取・保管されたきのこ原木
- ・ 17 都県において採取されたきのこ原木に植菌したほだ木及び 17 都県において保  
管されたほだ木
- ・ 17 都県において採取・製造・保管された原木、おが粉、米ぬか等を原料として製  
造した菌床用培地、菌床

※食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考  
え方」（平成 23 年 8 月 4 日原子力災害対策本部決定）に定められた総理指示対象自治体  
及びその隣接自治体

（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉  
県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県）

(イ) 次に掲げるものは検査の対象外とします。



- ・平成23年3月11日以前に製造して、放射性セシウムの降下の影響を受けない状況で保管が行われていたきのこ原木、ほだ木、菌床用培地及び菌床
- ・原料の全てが次のいずれかに該当する原料であって、放射性セシウムの降下の影響を受けない状況で原料の保管並びに製品の製造及び保管が行われていたきのこ原木、ほだ木、菌床用培地及び菌床

- (1)3月11日以前に採取、製造された原料
- (2)17都県以外の地域において採取、製造された原料
- (3)17都県で採取、製造された試料を給餌していない動物の排泄物や17都県で採取、製造された敷料を使用していない堆肥

(ウ) 当該きのこ原木、ほだ木及び菌床用培地、菌床から発生したきのこの食品検査の結果が暫定規制値以下であるきのこ原木、ほだ木、菌床用培地及び菌床

## 2. 検査実施主体

きのこ原木及び菌床用培地等を製造する製造業者※とします。

なお、原木を自ら伐採し使用するきのこ生産者、自ら菌床用培地を生産し使用するきのこ生産者及びきのこ原木等を既に使用しているきのこ生産者は、検査を実施するか又は都道府県に相談してください。

※製造業者：原木、ほだ木、菌床用培地及び菌床を製品として製造・出荷する事業者

## 3. 検査方法

### (ア) 分析法

ゲルマニウム半導体検出器又はシンチレーション検出器 (NaI(Tl)シンチレーション検出器等) を用いたガンマ線スペクトロメトリー

### (イ) 検査対象ロット及び検体の採取

- ・きのこ原木及びほだ木

#### (1)伐採前のきのこ原木

森林の林縁(林道脇等)のきのこ原木用立木から検体(おが粉)を採取

#### (2)伐採後のきのこ原木又はほだ木

検査対象となるきのこ原木から検体(おが粉)を採取

#### (3)既に使用しているほだ木

検査対象となるほだ木から検体(おが粉)を採取

- ・菌床用培地及び菌床

#### (1)製造時(混合攪拌後)

十分に攪拌されたものから、検体を採取

#### (2)製造後(成型後)の菌床用培地

検査対象となる菌床用培地を粉砕したものから検体を採取

(3)既に使用している菌床

検査対象となる菌床を粉砕したものから検体を採取

(ウ) 検体の乾燥

検体は、各検査主体が可能な方法でさらさらになるまで乾燥させます。(例：2日間程度天日乾燥、乾燥機による乾燥、含水率12%程度になるよう乾燥)

■ その他

参考

10月6日付けプレスリリース「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/tokuyou/111006.html>

<添付資料>

- 「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定について（平成23年10月31日付け23生産第4952号生産局農産部園芸作物課長通知、23林政経第229号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知）

略

お問い合わせ先

林野庁林政部経営課特用林産対策室  
担当者：特用林産企画班 富岡、松下  
代表：03-3502-8111（内線6086）  
ダイヤルイン：03-3502-8059  
FAX：03-3502-8085

（マッシュルームに関する事項）  
生産局農産部園芸作物課  
担当者：土佐、江崎  
代表：03-3502-8111（内線4821）  
ダイヤルイン：03-6738-7423  
FAX：03-3502-0889

当資料のホームページ掲載URL  
<http://www.maff.go.jp/j/press/>

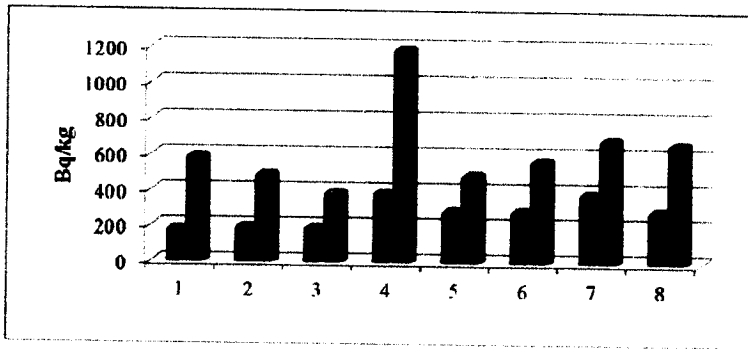
都道府県	伏込原木の自県内外調達内訳				他県からの調達内訳				他県等からの調達内訳				その他				合計
	合計	自県内調達		比率	他県からの調達		比率	第1位		比率	第2位		比率	第3位		比率	
		材積	比率		材積	比率		県名	材積		比率	県名		材積	比率		
01北海道	5,008	4,447	89%	561	11%	秋田県	398	71%	岩手県	135	24%	福島県	28	5%	173	8%	561
02青森	2,564	387	15%	2,177	85%	岩手県	2,004	92%	青森県	72	72%	岩手県	-	-	-	-	2,177
03岩手	25,530	25,430	100%	100	0%	秋田県	28	28%	岩手県	662	92%	岩手県	-	-	-	-	100
04宮城	8,084	7,362	91%	722	9%	福島県	-	-	福島県	-	-	福島県	-	-	-	-	722
05秋田	2,448	2,448	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
06山形	1,579	1,081	68%	498	32%	福島県	460	92%	宮城県	38	8%	宮城県	-	-	-	-	498
07福島	20,969	20,587	98%	382	2%	栃木県	325	85%	宮城県	57	15%	宮城県	-	-	-	-	382
08茨城	24,825	13,071	53%	11,754	47%	福島県	8,821	75%	栃木県	2,933	25%	栃木県	-	-	-	-	11,754
09栃木	19,332	16,973	88%	2,359	12%	福島県	1,483	63%	茨城県	737	31%	群馬県	81	3%	58	2%	2,359
10群馬	17,078	13,653	80%	3,425	20%	福島県	1,493	44%	栃木県	1,231	36%	埼玉県	445	13%	256	7%	3,425
11埼玉	3,853	2,932	76%	921	24%	福島県	505	55%	群馬県	320	35%	山梨県	57	6%	39	4%	921
12千葉	7,568	3,217	43%	4,351	57%	福島県	3,656	84%	群馬県	695	16%	山梨県	-	-	-	-	4,351
13東京	1,778	427	24%	1,351	76%	福島県	852	63%	山梨県	499	37%	山梨県	-	-	-	-	1,351
14神奈川	1,035	162	15%	873	84%	福島県	781	89%	山梨県	63	7%	群馬県	28	3%	1	0%	873
15新潟	6,160	4,439	72%	1,721	28%	福島県	1,418	82%	山形県	166	10%	長野県	135	8%	2	0%	1,721
16富山	482	65	13%	417	87%	福島県	320	77%	石川県	97	23%	岐阜県	-	-	-	-	417
17石川	1,697	1,534	90%	163	10%	福島県	117	72%	福井県	42	26%	岐阜県	4	2%	-	-	163
18福井	1,574	386	67%	188	33%	福島県	133	71%	山形県	55	29%	長野県	-	-	-	-	188
19山梨	2,137	1,477	69%	660	31%	福島県	131	20%	山梨県	96	15%	長野県	92	14%	341	52%	660
20長野	3,675	3,362	91%	313	9%	福島県	185	59%	山梨県	128	41%	長野県	-	-	-	-	313
21岐阜	2,797	1,736	62%	1,061	38%	福島県	681	64%	長野県	222	11%	山梨県	103	10%	155	15%	1,061
22静岡	16,474	14,334	87%	2,140	13%	山梨県	1,693	79%	福島県	228	11%	群馬県	117	5%	102	5%	2,140
23愛知	3,058	1,881	62%	2,177	71%	福島県	1,597	73%	宮城県	167	8%	長野県	152	7%	261	12%	2,177
24三重	3,502	1,817	52%	1,685	48%	福島県	695	41%	宮城県	94	6%	宮城県	896	53%	1,685		
25滋賀	2,827	2,346	83%	481	17%	福島県	439	91%	岩手県	42	9%	岩手県	-	-	-	-	481
26京都	1,722	1,541	89%	181	11%	福島県	54	30%	群馬県	54	30%	山梨県	44	22%	43	24%	181
27大阪	3,321	1,411	43%	1,910	57%	宮城県	883	46%	福島県	613	32%	京都府	140	7%	274	14%	1,910
28兵庫	3,519	2,591	74%	928	26%	岩手県	275	30%	宮城県	101	11%	福島県	69	7%	483	52%	928
29奈良	4,162	3,115	75%	1,047	25%	福島県	675	64%	宮城県	206	20%	岩手県	166	16%	20	3%	1,047
30和歌山	2,071	1,302	63%	769	37%	福島県	400	52%	栃木県	235	31%	宮城県	114	15%	20	3%	769
31鳥取	6,417	5,969	93%	448	7%	福島県	233	52%	岡山県	73	16%	宮城県	67	15%	75	17%	448
32徳島	3,753	3,713	99%	40	1%	大分県	40	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	40
33岡山	3,568	3,568	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34広島	5,233	4,275	82%	958	18%	島根県	483	50%	福島県	330	34%	宮城県	63	7%	82	9%	958
35山口	4,259	4,187	98%	72	2%	大分県	50	69%	福岡県	10	14%	岩手県	8	11%	4	6%	72
36徳島	1,605	1,391	87%	214	13%	福島県	82	38%	香川県	72	34%	愛媛県	60	28%	-	-	214
37香川	804	694	86%	110	14%	岡山県	110	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	110
38愛媛	26,997	26,997	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39高知	4,154	4,154	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40福岡	12,646	12,144	96%	502	4%	大分県	422	84%	福島県	71	14%	熊本県	9	2%	-	-	502
41佐賀	752	752	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42長崎	19,176	18,741	98%	435	2%	佐賀県	435	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
43熊本	40,237	38,081	95%	2,156	5%	大分県	1,886	87%	福岡県	200	9%	鹿児島県	70	3%	-	-	2,156
44大分	126,886	126,886	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45宮崎	67,944	67,179	99%	765	1%	熊本県	765	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	765
46鹿児島	8,958	8,933	100%	25	0%	宮崎県	25	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	25
47沖縄	36	36	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	532,254	481,214	90%	51,040	10%	-	35,695	70%	-	10,032	20%	-	2,048	4%	3,265	6%	51,040

(単位: m<sup>3</sup>)



# 子どもの心臓にたまるセシウム 137

## 体重 1kgあたり 10ベクレルから不整脈が起きる危険



キー: 1-心筋, 2-脳, 3-肝臓, 4-甲状腺, 5-腎臓, 6-脾臓, 7-骨格筋, 8-小腸

図 2.12 1997年及び1998年に行われたゴメリ地方住民の死体解剖時の放射測定データによる成人(青)と子ども(赤)の臓器別セシウム137含有量

ユーリ・I・バンダジェフスキー博士

欧州放射線リスク委員会 (ECRR) レスボス会議 (2009年) での報告

『チェルノブイリ事故による放射性物質で汚染されたベラルーシの諸地域における非ガン性疾患』より

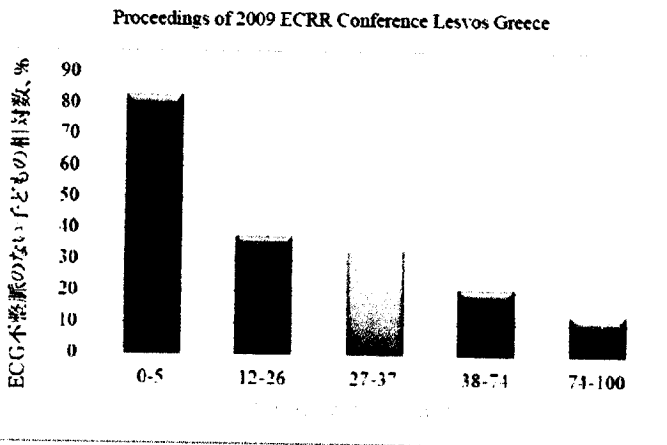


図1 体内セシウム137濃度と不整脈 (ECG修飾) のない子どもの数 (バンダジェフスキー)

ユーリ・I・バンダジェフスキー博士

欧州放射線リスク委員会 (ECRR) レスボス会議 (2009年) での報告

『チェルノブイリ事故による放射性物質で汚染されたベラルーシの諸地域における非ガン性疾患』より

体重(kg)	摂取量(Bq)
5	0.32
10	0.63
15	0.95
20	1.27
25	1.58
30	1.90
35	2.22
40	2.54
45	2.85
50	3.17
55	3.49
60	3.80

体内に10ベクレル/kg蓄積するレベルは?

子どもの体重と毎日のセシウム137摂取量との関係

フィシルさん作成

上図は元ゴメリ医科大学学長であった、ユーリ・I・バンダジェフスキー博士が1997年及び1998年にゴメリ地区住民の死体解剖(大人73人、子ども52人)を行い、セシウム137が人体の各臓器のどこにどれくらい溜っているかを調べたものです。大人よりも子どもの方が各臓器に溜る量が多いです。そして、大人も子どもも甲状腺に溜ること。子どもの場合、2番目が骨格筋、3番目が小腸ですが、4番目が心筋(心臓の筋肉)、5番目が脾臓、6番目が腎臓、7番目が脳、8番目が肝臓です。

下図では、体重1kgあたり何ベクレルセシウム137が蓄積しているかによって、不整脈のない正常な心臓を持つ子どもの割合を示しています。体重1kgあたり0から5ベクレルの子どもは80%が正常な心電図ですが、体重1kgあたり12から26ベクレルセシウム137が蓄積している子どもでは、正常な心電図の子どもが40%しかいません。60%が不整脈を持っています。

# 札幌市に続き学校給食の食材は0ベクレル/kgのものだけに

## 学校給食食材の放射性物質検査を実施します

札幌市教育委員会のホームページより

札幌市教育委員会では、12月から定期的に、学校給食に使用する食材の放射性物質検査を実施します。

福島原子力発電所事故以降、学校給食に使用している食材への関心が高まっていることから、子どもたちにより安心して給食を食べていただけるよう実施するものです。

### 1 検査項目について

- (1) 放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137）
- (2) 放射性ヨウ素（ヨウ素131）

### 2 検査時期について

平成23年12月から検査を開始し、その後定期的（月2回程度）に実施します。

### 3 検査方法について

使用前日、納品業者に保管されているものの中から2品目程度抽出し、専門の検査機関でゲルマニウム半導体検出器を用いて測定します。

### 4 主な検査対象食材について

- (1) 放射性物質の検査対象とされている1都16県で生産された青果物

（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県）

- (2) 上記生産地の食肉（鶏肉・牛肉）

- (3) その他（魚介類）

※当分の間青果物を中心に検査を実施します。

### 5 検査後の対応について

検査の結果、検出限界値である4ベクレル/kg以上の値が検出された場合は、念のため学校給食での使用を控えます。

### 6 検査結果の公表について

このページに結果を掲載します。